

ボランティアセンターからのお知らせ

● ボランティア活動保険への 加入手続きはお済みですか？

この保険はボランティア活動中にケガをした場合の「傷害部分」と、第三者の身体または財物に損害を与えた場合に賠償金を支払う「賠償責任部分」をセットにした保険です。

保障期間は4月1日から翌年3月31日までの一年間。掛金は年間350円（Aプラン基本タイプ）からです。

申し込みは、所定の用紙がありますので、直接市社会福祉協議会で手続きをしてください。

（※対象となるボランティア活動には条件があります）

保険料（1名あたり）

タイプ \ プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ	350円	510円
天災タイプ ^(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円

（※）天災タイプでは、天災（地震、噴火または津波）に起因する被保険者自身のケガを補償します。（天災危険担保特約条項）が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

● 平成 31 年度 ボランティア団体 設立補助

ボランティアセンターでは、活動を続けていく中での活動資金や活動場所、運営についての困り事など、ご相談を受け、様々な支援を行っております。中でも、新たに立ち上げたボランティア団体に対しては、「団体設立補助金」で、安定した活動ができるように支援しています。

①補助金額：10万円（上限）

②条件等

(1)団体を立ち上げて1年未満、

または、これから活動を始めようとしている団体

(2)他の公的補助を受けていない団体

(3)取り組む活動内容についての審査があります。

※詳しくは、ボランティアセンターにお問合わせください。

受付中

問合わせ

市社会福祉協議会 ボランティアセンター
TEL0942-34-3035 FAX0942-34-3090
E-mail : heartfelt@kumin.ne.jp

『絆』のまちを創る

「ふれあい合川の会」 県知事表彰



（左）末崎会長、（右）小川知事

「ふれあい合川の会」が2月5日、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動に対して福岡県より表彰を受けました。

「ふれあい合川の会」は、高齢者の見守り訪問活動や、いきいきサロンなどを行っています。また、

高齢者の誕生日に学童からカードが届く事業は、ふれあい合川の会独自の活動です。

知事との対談の中では、末崎会長より活動を紹介し、知事からも「素晴らしいですね。」とお言葉を頂きました。末崎会長は後日、会員に表彰を報告し、「今年でふれあい合川の会結成30周年という節目の年にこのような表彰を受けて感激しました。これからはがんばって行きましょう。」と決意を新たにされました。

5月は赤十字運動月間

活動資金にご協力をお願いいたします。

皆さまにご協力いただいた活動資金は日本赤十字社の3つの活動領域に活用されます。

いのちを救う

医療や災害救護など、いのちを救う活動を行っています。

ひとを育む

看護師の育成や青少年ボランティア活動を通して、技術や知識、そして想いを未来へとつないでいます。

せいかつを支える

全国で福祉施設を運営しながら、ボランティアの皆さんと一緒に、地域に密着した幅広い活動を行っています。



問合わせ

日本赤十字社久留米市地区（市社会福祉協議会内）
TEL0942-34-3035 FAX0942-34-3090